

○国土交通省告示第四百二十二号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成三十一年三月二十七日

国土交通大臣 石井 啓一

第1 起業者の名称 国土交通大臣

第2 事業の種類 一級河川淀川水系桂川改修工事（京都府京都市伏見区淀大下津町地内から同区淀水垂町地内まで）

第3 起業地

1 収用の部分 京都府京都市伏見区淀大下津町及び淀水垂町地内

2 使用の部分 京都府京都市伏見区淀大下津町及び淀水垂町地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

「一級河川淀川水系桂川改修工事」（以下「本件事業」という。）は、京都府京都市伏見区淀大下津町地内から久我石原町地内までの一級河川淀川水系桂川（以下単に「桂川」という。）右岸の延長6.0kmの区間及び淀美豆町地内から同市南区上鳥羽塔ノ森柳原地内までの桂川左岸の延長6.0kmの区間（以下「本件区間」という。）における河川改修工事であり、申請に係る事業は、本件事業のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、河川法（昭和39年法律第167号）第3条第1項に規定する河川のうち一級河川に関する事業であり、法第3条第2号に掲げる河川法が適用される河川に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

本件事業は、河川法第9条第1項の規定に基づき国土交通大臣が行うものであり、起業者である国土交通大臣は、既に本件事業を開始していることなどの理由から、起業者は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

桂川は、丹波山地の東端を源とし高原状地形において小河川を集め、保津峠を経て京都市西部を南流して京都府と大阪府境付近で宇治川、木津川と共に淀川へ合流する、幹線流路延長114km、流域面積1,100km²の河川である。

桂川はその流域に京都市、亀岡市など5市1町を擁する治水上重要な河川であるが、流域の年間平均降水量が1,600mm程度であるものの、下流域に狭窄部が複数存在することから、過去の洪水によりたびたび浸水被害が発生している。昭和28年9月の洪水では、亀岡市において死者4名、床上浸水家屋945戸、床下浸水家屋2,082戸に及ぶ被害が発生したほか、平成25年9月の洪水では、京都市及び亀岡市において床上浸水家屋899戸、床下浸水家屋1,107戸に及ぶ被害が発生した。

桂川の治水対策は、淀川水系河川整備基本方針（平成19年8月策定）に沿って平成21年3月に策定された淀川水系河川整備計画に基づき、昭和28年9月の洪水と同規模の洪水に対応し、主要地点である羽束師における河道配分流量3,600m³/秒を流下させることを目標として、順次河川改修等が実施されているところである。

本件事業は、整備計画に基づき、河道が狭小なことなどから流下能力が低く浸水被害の危険性が極めて高い本件区間について、河川改修工事を行うことにより本件区間の流下能力の向上が図られることから、浸水被害を軽減し、流域住民の生命及び財産の保全に寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

本件事業が生活環境に与える影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が平成29年6月に、同法等に準じて任意で工事实施に伴う騒音及び振動による影響を調査しており、その結果によると、振動については法令により定められた基準を満足するとされており、建設機械の稼働に係る騒音については法令により定められた基準を超える値が見られるものの、防音シートの設置により基準を満足するとされていることから、起業者は本件事業の施行に当たり、当該措置を講ずることとしている。さらに、起業者は、必要に応じて低騒音・低振動型機械を使用し、周辺的生活環境に配慮しながら工事を実施することとしている。

また、起業者が平成30年6月に任意で実施した動植物に関する調査等によると、本件区間内及びその周辺の土地において、動物については、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるハヤブサ、環境省レッドリストに絶滅危惧I B類として掲載されてい

るヨドゼゼラ等、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているタカブシギ等、準絶滅危惧として掲載されているミサゴ等その他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種（以下単に「重要な種」という。）が、植物については環境省レッドリストに準絶滅危惧として掲載されているタコノアシ、コイヌガラシ等その他この分類に該当しない重要な種が確認されている。本件事業がこれらに及ぼす影響の程度は、周辺に同様の生息又は生育環境が広く残されることなどから影響がない若しくは小さい、又は保全措置の実施により影響が回避若しくは軽減されると予測されている。主な保全措置として、タコノアシについては、一部の生息環境が改変されることから、ワンド、たまりなどの湿地環境の創出を実施することとしている。加えて、起業者は、今後工事による改変箇所及びその周辺の土地で重要な種が確認された場合は、必要に応じて専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講ずることとしている。

本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地が4箇所存在するが、このうち1箇所については既に発掘調査が完了しており、適切な措置が講じられている。起業者は、今後、残る3箇所についても京都府教育委員会と協議の上、必要に応じて発掘調査等を行い、記録保存を含む適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、河道が狭小なことなどから流下能力が低い本件区間に堤防を整備する事業であり、その事業計画は、河川管理施設等構造令（昭和51年政令第199号）等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の施行方法については、申請案である右岸の堤防引堤及び高水敷掘削案、右岸の築堤及び河道掘削案並びに兩岸の築堤及び高水敷掘削案の3案について検討が行われている。申請案と他の2案を比較すると、申請案は、事業費は中位となるものの、右岸の築堤及び河道掘削案と共に兩岸の築堤及び高水敷掘削案よりも取得必要面積及び移転対象物件数が少ないこと、平水位以下は現況のままとすることから兩岸の築堤及び高水敷掘削案と共に右岸の築堤及び河道掘削案よりも河川環境に与える影響が少ないこと、堤内地の引堤工事は施工難易度が低いため、施工期間が最も短く早期に公益を発揮できることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の事業計画に基づき施行することにより得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業の事業計画は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、河道が狭小なことなどから流下能力が低く、浸水被害の危険性が極めて高い状況にある本件区間について、流域住民の生命及び財産を保全するため、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

また、京都市長等が加盟する宇治川・桂川改修促進期成同盟会等より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 京都府京都市伏見区役所